



UDC 681.327.636

X 6127

**3.81 mm 幅、ヘリカル走査記録情報交換用  
磁気テープカートリッジ、DDS 様式**

JIS X 6127-1992

(1998 確認)

(2002 確認)

(2008 確認)

平成 4 年 11 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 4.11.1  
官 報 公 示：平成 4.11.10  
原案作成協力者：社団法人 日本電子工業振興協会  
審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会（部会長 多田 邦雄）  
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。  
なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1. 適用範囲 .....	1
2. 適合性 .....	1
3. 関連規格 .....	2
4. 用語の定義 .....	2
5. 環境条件及び安全性 .....	3
6. ケースの寸法及び機械的特性 .....	4
7. テープの機械的特性、物理的特性及び寸法 .....	20
8. 磁気記録特性 .....	22
9. フォーマット .....	24
10. 記録方式 .....	47
11. トランク .....	48
12. テープ上へのブロックの記録 .....	49
13. トランクのフォーマット .....	49
14. シングルパーティションテープの構成 .....	51
15. ダブルパーティションテープの構成 .....	57
16. ハウスキーピングフレーム .....	59
附属書A(規定) プリズムの光透過率の測定法 .....	61
附属書B(参考) 識別孔 .....	63
附属書C(参考) 前ふたの開放方法 .....	64
附属書D(規定) テープの光透過率の測定法 .....	65
附属書E(規定) 信号対雑音比(S/N)特性の測定法 .....	67
附属書F(規定) 記録レベルの公称値及び最大許容値の決定法 .....	68
附属書G(規定) 8ビットバイトから10チャネルビットパターンへの変換 .....	69
附属書H(規定) ビットシフトの測定法 .....	75
附属書J(参考) 輸送条件 .....	77
附属書K(規定) トランクエッジの直線性の測定方法 .....	78
附属書L(参考) 記録時再生(RAW) .....	79
附属書M(参考) 基本グループ番号0の内容の例 .....	80
解説 .....	81

白  
紙

# 3.81 mm幅、ヘリカル走査記録 情報交換用磁気テープカートリッジ、 DDS様式

X 6127-1992

3.81 mm wide magnetic tape cartridge for  
information interchange—Helical scan recording—DDS format

## 日本工業規格としてのまえがき

この規格は、1991年初版として発行されたISO/IEC 10777(Information technology—3.81 mm wide magnetic tape cartridge for information interchange—Helical scan recording—DDS format)を翻訳し、原国際規格の様式によって作成した日本工業規格であるが、規格の名称を“3.81 mm幅、ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ、DDS様式”とし、規定内容の一部を我が国の実情に即して変更した。

なお、この規格で側線又は、下線(波線)を施してある箇所は、原国際規格の規定内容を変更した事項又は原国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、電子計算機、関連周辺機器などの機器及びシステム間で情報交換用に用いる磁気テープ長60 mのAタイプ及び磁気テープ長90 mのBタイプの2種類の3.81 mm幅、ヘリカル走査記録、DDS様式、磁気テープカートリッジ(以下、カートリッジという。)の構造・寸法、物理的特性・機械的特性及び電気的特性・磁気的特性並びに情報交換記録様式について規定する。

## 2. 適合性

**2.1 カートリッジ** カートリッジは、この規格のすべての規定を満たすとき、この規格に適合する。データフォーマットは、シングルパーティションテープ又はダブルパーティションテープとする。

**2.2 書込み装置** 書込み装置は、作成されたテープ上の記録がすべてこの規格の規定を満足し、追記録、又は重ね記録のいずれか一方又は両方が可能な場合、この規格に適合する。

また、次の任意機能の有無について明記する。

- (1) 記録時再生によるチェックと不良フレームの再記録。
- (2) 基本グループの多重記録。
- (3) 誤り訂正用C3フレームの付加。

**2.3 読出し装置** 読出し装置は、この規格によって作成されたテープから、少なくとも次の処理を行って読み出さなければならない。

- (1) 再記録フレームを識別し、これらのフレームの中の一つだけからユーザデータ及びセパレータを取り出す。
- (2) 基本グループの多重記録を識別し、これらのグループの一つだけからユーザデータ及びセパレータを取り出す。
- (3) 書込み禁止孔が書込み可能な状態では、システムログを更新する。
- (4) オプションである誤り訂正用C3符号の復号機能がない場合は、誤り訂正用C3フレームを識別し、それを使わ